明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

	表に掲げられたもの）	ターシャリーブチルパーオキシアセテート（濃度が32質量％以下であって、希釈剤Ｂを含有するもの）				規定する要件に適合するもの		30	35
		ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート（濃度が32質量％以下であって、希釈剤Ｂを含有するもの）						15	20
		ターシャリーブチルパーオキシピバレート（濃度が27質量％以下であって、希釈剤Ｂを含有するもの）						5	10
		ターシャリーブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチル-ヘキサノエート（濃度が32質量％以下であって、希釈剤Ｂを含有するもの）						35	40
		ジ（3,5,5-トリメチルヘキサノイル）パーオキサイド（濃度が38質量％以下であって、希釈剤Ａ又は希釈剤Ｂを含有するもの）						0	5
		過酢酸（蒸留したもの）（安定剤入りのもの）(3)						30	35
		その他の化学名	x						

3120	有機過酸化物F（固体）（温度管理が必要なもの）（備考1(3)の表に掲げられたもの）	x		
3229	自己反応性物質F（液体）（備考1(2)の表に掲げられたもの）	x	－	－
3230	自己反応性物質F（固体）（備考1(2)の表に掲げられたもの）	x	－	－
3239	自己反応性物質F（液体）（温度管理が必要なもの）（備考1(2)の表に掲げられたもの）	x		
3240	自己反応性物質F（固体）（温度管理が必要なもの）（備考1(2)の表に掲げられたもの）	x		